

報告第25号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月9日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年7月21日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和4年6月7日 午後1時頃

2 事故発生の場所

つくば市筑波2891番地1先の市道

3 相手方

(1) 所在地 東京都港区

(2) 法人名

4 事故の概要

道幅約3mの市道において、栗畑に滑落し、滑落した際に電柱の支線にフロントバンパー左下部が接触し、損傷させたもの

5 損害賠償額

金34,870円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金34,870円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。